

北海道ブロックネットワークアクション

基調講演

「なぜ総合型地域スポーツクラブと スポーツ少年団の連携が必要となったのか？」

2025年10月25日

公益財団法人日本スポーツ協会
地域スポーツ推進部長（クラブ担当）
金谷英信

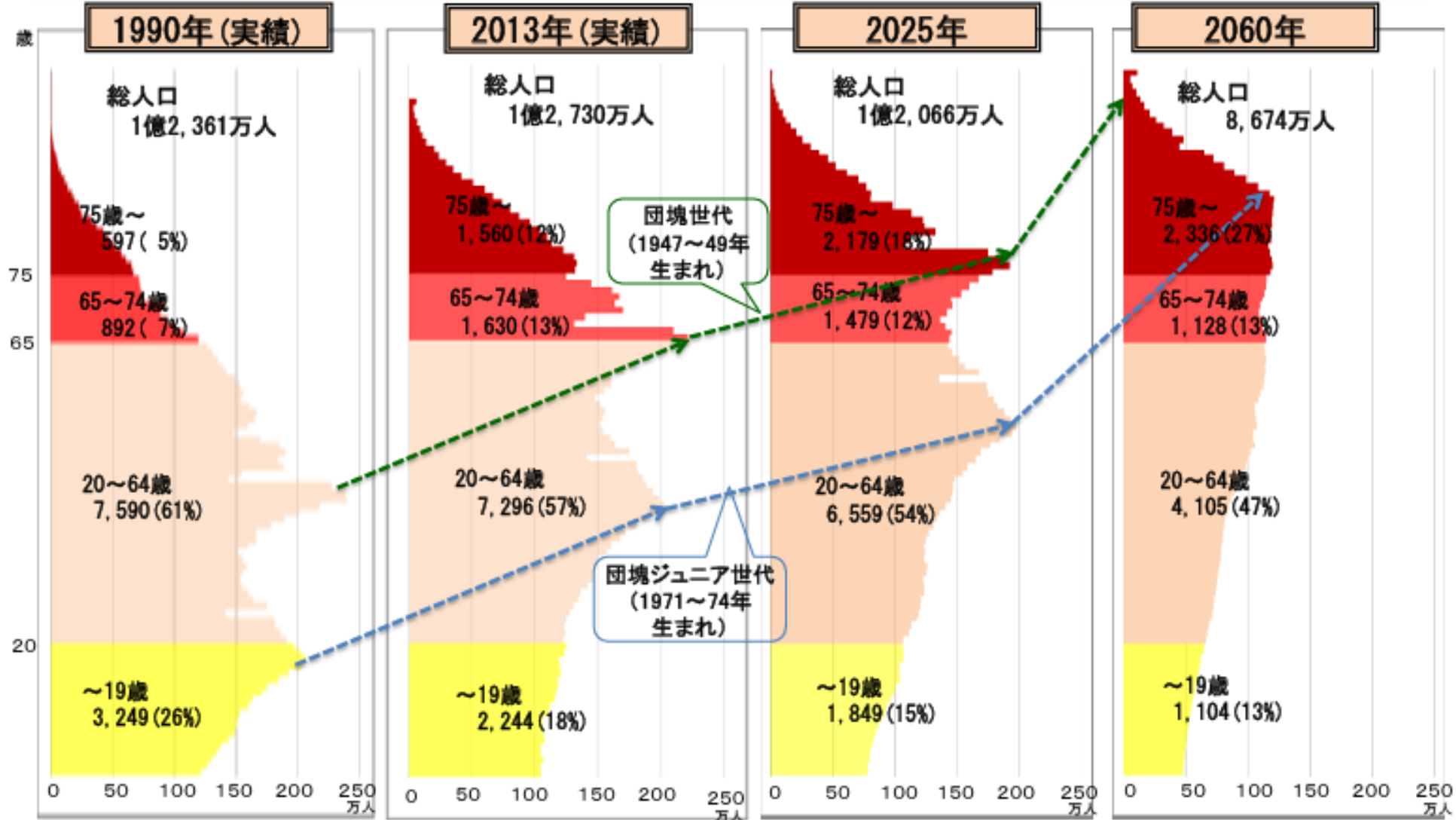
- ◆ **社会の変化**： 人口減、少子高齢社会、地域社会の弱体化
- ◆ **スポーツの変化**： プロスポーツの発展、部活動改革（地域展開）
- ◆ **両組織の成立ち**： ドイツの地域スポーツ組織をモデルに創設
スポーツフェライン（Sportverein）／スポーツユーゲント（Sportjugend）

- ◆ **総合型クラブ創設期**： JSPPOは1997年にスポーツ少年団を核とした総合型クラブの創設（総合型地域スポーツクラブ育成モデル地区事業）を開始、地域においてもスポーツ少年団を核に総合型クラブが設立されたところも少なくない
- ◆ **スポーツ少年団の将来像（平成21年6月発表）**：
 - スポーツ少年団の理念に「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を追加
 - 「地域スポーツクラブとしての発展」に、総合型クラブとの連携・協力も視野に入れた対応が必要と言及 [（本文はこちらから）](#)

➡ 両組織の連携は必然的であると言えるのでは

日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
 ○2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。

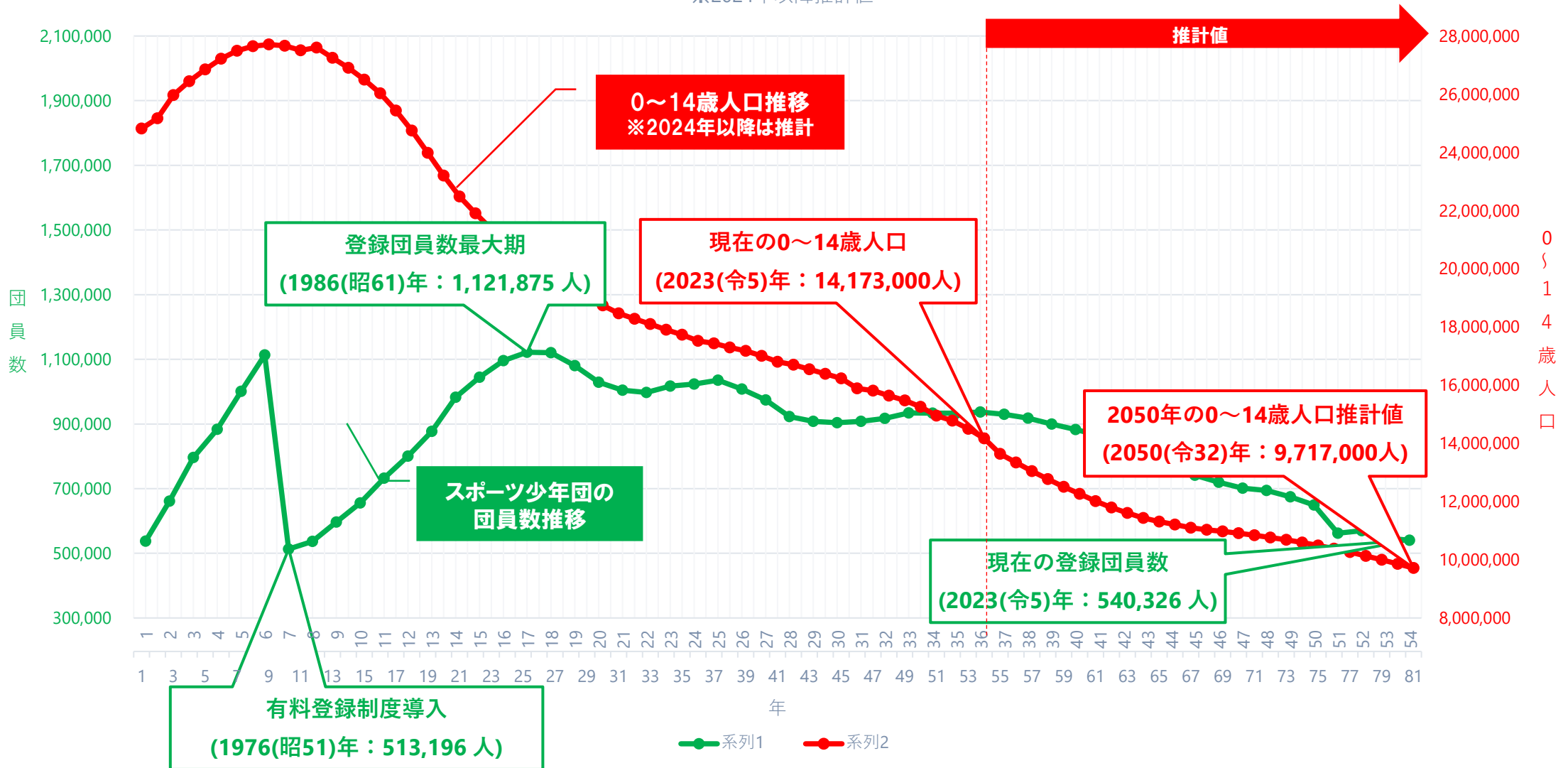


(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

「スポーツ少年団団員数」と「0～14歳人口」の推移

「団員数」と「0～14歳人口」の推移

※2024年以降推計値



◆「2040年問題」

高齢化と人口減少が進行する中で予想される一連の社会的・経済的問題

- **2040年頃に全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約35%に達すると予測。**
- この状況下では、現在の**医療、介護、年金などの社会保障制度の持続性に対する懸念**が指摘。
- 同時に少子化の勢いも止まらず、2040年頃には現役世代に対する年金受給者の比率が高まっていると想定され、**現役世代の負担が増大**すると予測。
- 医療や介護の需要増加に対して、**人員や財源の不足が深刻化**することも見込まれる。
- 厚生労働省によれば、社会保障給付費は2040年には190兆円に達し、2023年度の134兆円（予算ベース）と比較して約1.4倍に増加する見通し。
- **労働力の不足、生産性の低下、地方の過疎化、世代間格差の拡大など、多岐にわたる問題が懸念**される。

※株式会社第一生命経済研究所HP『【1分解説】2040年問題とは？』を参考に一部修正

◆「消滅可能性自治体」

20～39歳の若年女性人口が、2010年から40年までの30年間に50%以上減少すると推計される市町村のこと

- 2024年4月24日に民間の有識者グループから成る『人口戦略会議』が、「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」を公表。
- **全自治体の4割超にあたる744の自治体が「消滅可能性自治体」にあたりとされている。**
- 出産世代の主を占める**若年女性人口が減少すると出生率が減少し、急速な人口減少と税収減**が進み、最終的には**地域社会・行政経営の維持自体が困難になる**ことが想定。
- 封鎖人口（※）と移動仮定（※）の二つの指標を用い、全自治体を9つに分類。
 - ※封鎖人口：出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した人口
 - ※移動仮定：地域間の移動が続くと仮定した場合の人口
- 自然減対策（子育て支援、予防医療の強化、健康づくり政策等）と社会減対策（地場産業の活性化による雇用の拡大、移住・定住促進政策等）が必要となる。

※Webサイト「TURNS（ターンズ）」『【2024年最新】消滅可能性都市とは？744自治体の課題と脱却事例を解説』を参考に一部修正

- ◆人口減少による生活利便性の低下
- ◆高齢化による労働力不足
- ◆経済縮小による働き口の減少
- ◆経営者の後継者不足
- ◆災害時の備えが不十分
- ◆地方の過疎化
- ◆自治体職員の削減・人手不足
- ◆地域資源の縮小

➡地域で活動する組織・団体の活動縮小、加入率の低下、解散

**地域社会にとっての課題がありますが、それを踏まえて、
これからの地域スポーツはどのようになっていくのでしょうか？**

**極端ではありますが、人がいなくなれば、団体・組織の
運営を担う方や活動に参加する方がいなくなり、団体・
組織が存続できなくなっ、子ども、大人を含めてス
ポーツをする場がなくなってしまう可能性があるのでは？**

今以上に**人・団体・組織**が、
連携・協働・統合していくことが
重要・必要になってくるのでは？

スポーツの力をウェルビーイングの向上や多様な社会課題の解決に生かすことを目指す改正スポーツ基本法が成立。平成23年の制定から10年以上が経過し、スポーツを取り巻く環境が変化する中、スポーツが果たす役割を再定義。

改正スポーツ基本法等の概要

スポーツに親しむことのできる機会を確保し、多様な国民一人一人の生きがい・幸福を実現する

新しい定義

スポーツの果たす役割について、これまでのいわゆる「する」「見る」「支える」に、「集まる」「つながる」を加える

社会課題解決への貢献

健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化等、スポーツを通じて社会課題の解決を図る

アスリートの権利保護・ドーピング防止活動の推進

- アスリートに対する「暴力」を国・地方公共団体、スポーツ団体で防止する
- ドーピングの防止活動を推進するための連携体制を一層強化する

- ◆ 「する」「見る」「支える」という関り方に加え、スタジアムやアリーナに人々が集い、スポーツを通じて交流する「集まる」「つながる」という定義を明記。
- ◆ 情報通信技術を活用し、オンライン上で競技を行うeスポーツを推進することが初めて盛り込まれた。
- ◆ 基本理念では、全ての人が障がいの有無等にかかわらずスポーツに親しめる「共生社会の実現」や「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」、「地域振興への貢献」等のスポーツの意義を掲げた。
- ◆ 国際的な競技大会の例示には「デフリンピック」や、「スペシャルオリンピックス世界大会」を追加。
- ◆ 生徒数が減少する中でも中学生が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう学校と地域スポーツクラブ等が連携し、地域への展開を進める方針も盛り込まれた。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

- 第十七条の二 **地方公共団体は、**中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の**生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、**地域の実情に応じて、**学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体**（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）**その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

※改正なし

【e-GOV 法令検索】で改正前と改正後の対比が確認できます。

https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC1000000078/20250919_507AC1000000071?tab=compare

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。
スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

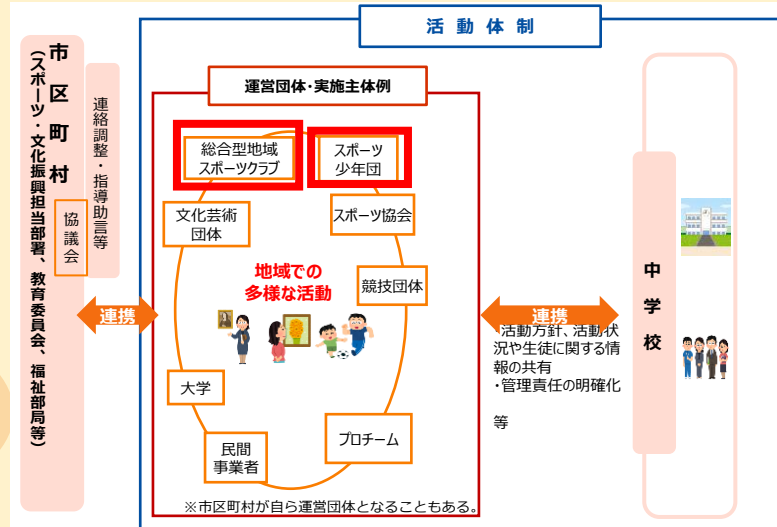
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



学校部活動地域連携・地域クラブ活動移行に向けた自治体の取り組み状況

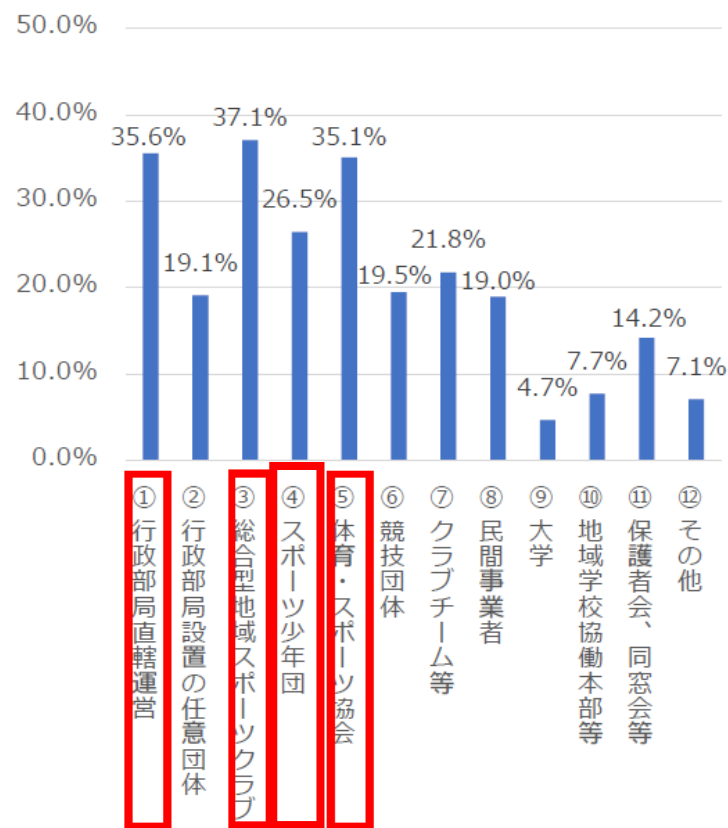
4-1. 運営団体・実施主体の形態（回答数 ※複数回答可）

運営団体は、「総合型地域スポーツクラブ」の回答が最も多く、次いで「行政部局直轄運営」、「体育・スポーツ協会」の回答が多い。実施主体は、「総合型地域スポーツクラブ」の回答が最も多く、次いで「体育・スポーツ協会」、「スポーツ少年団」の回答が多い。

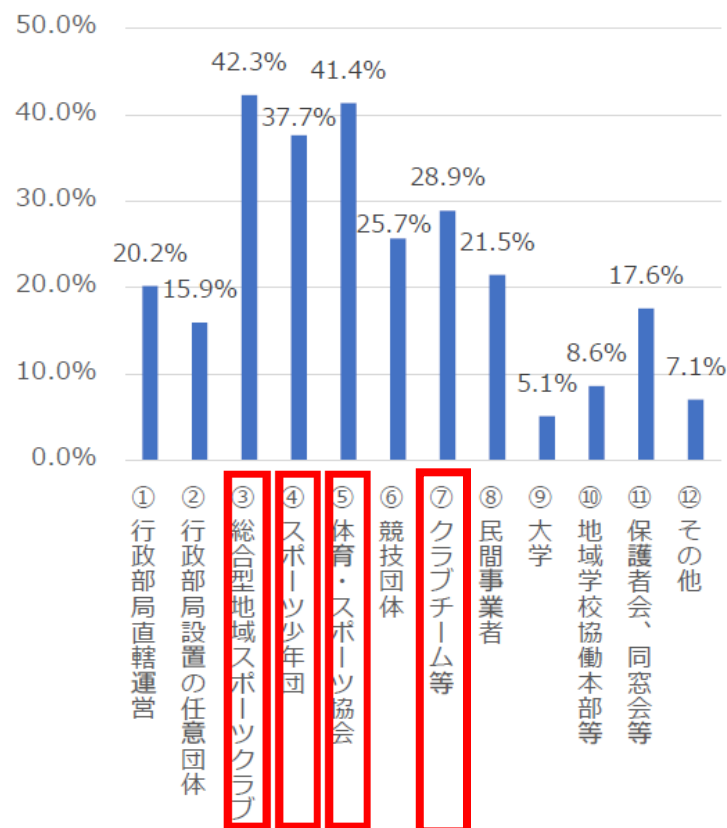
※学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（速報値）R6.8 スポーツ庁

※令和6年度時点での状況、または現時点での予定を調査。

①運営団体 (n=790)



②実施主体 (n=778)

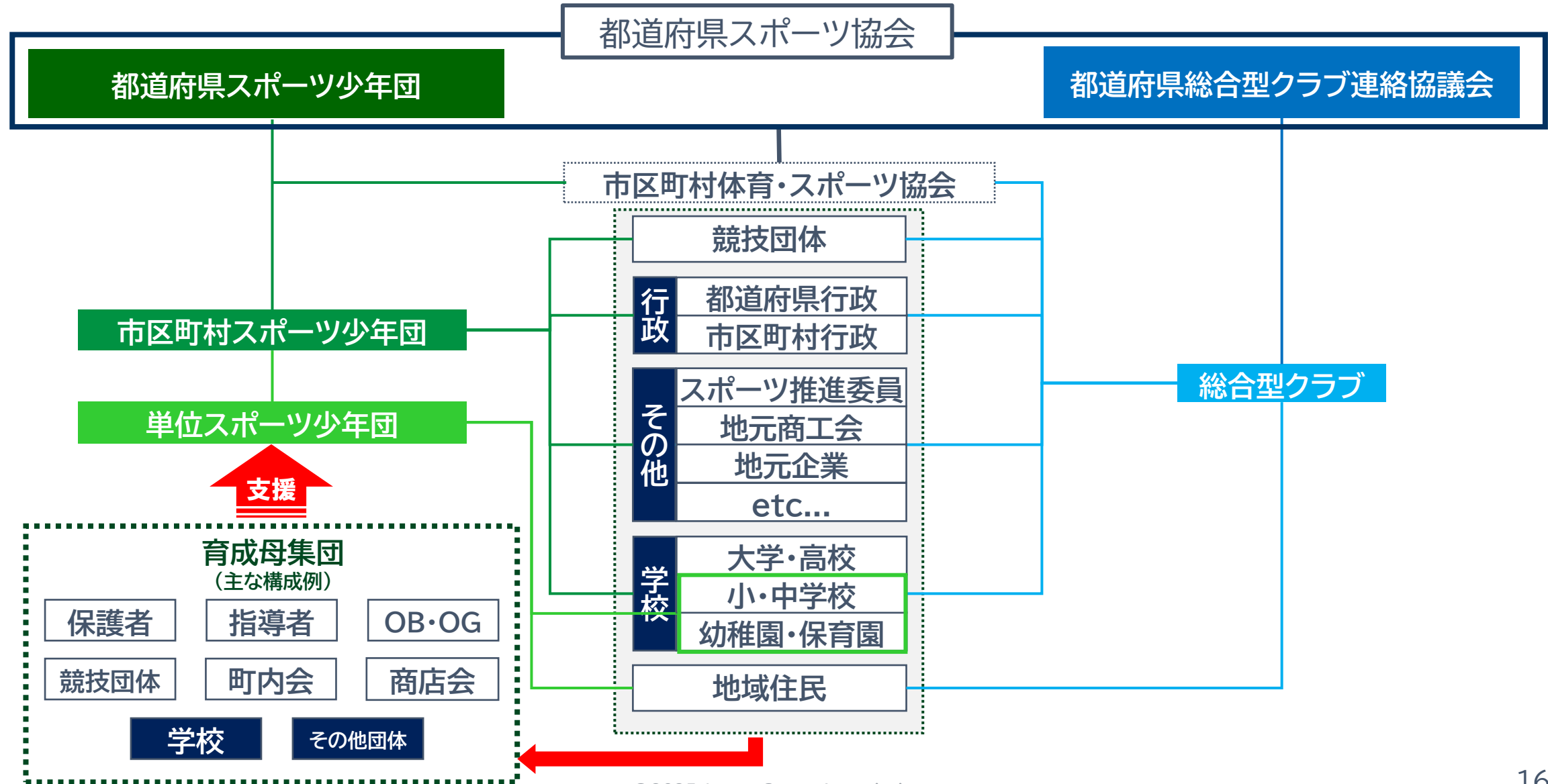


地域スポーツ組織・団体の関係図（イメージ）

単位スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブを中心として



■主なステークホルダー ※以下の図のすべての組織と関係性があるわけではなく、地域の実状に応じて異なる



日本スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブ全国協議会の現状概要



組織	日本スポーツ少年団	総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (SC全国ネットワーク)
現状 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 単位スポーツ少年団数 24,989団 ➤ 団員数(約85%は小学生) 525,992名 (男性69% 女性31%) ➤ 指導者数 71,523名 ➤ 役員・スタッフ数 58,410名 ➤ 設置市区町村数 1,518市区町村 (全国1,741市区町村 設置率：87.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 登録クラブ数 1,087クラブ ➤ 会員数 396,087名 (男性49.9% 女性47.6%) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈参考〉令和6年度スポーツ庁調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型クラブ数 3,581クラブ ・設置市区町村数 1,390市区町村 </div>
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本スポーツ協会の組織内組織 ➤ 創立から60年（昭和37年） ※1964年東京オリンピックが創設のきっかけ ➤ 都道府県・市区町村本部と連携して事業を展開 ➤ リーダーから指導者までの人材育成を体系的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国の施策に基づき、日本スポーツ協会が中核となり育成事業を推進 ➤ 日本スポーツ協会の組織内組織として平成21年に設立 ➤ 令和4年度から登録制度、令和7年度から認証制度を開始 ➤ 都道府県連絡協議会と連携して事業を展開

単位スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの特徴



団体	単位スポーツ少年団	総合型地域スポーツクラブ
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 単一種目の団 81.1% (21,477団 / 26,469団) ➤ 複合型の団 18.9% (4,992団 / 26,469団) ➤ 全国の小学生の7.6%が加入 (461,351名 / 6,049,685名) ➤ 団員の構成 小学生85.4%、中学生12.4%、 高校生以上1.4% ➤ 地域住民による団運営 ※数値：令和5年度登録データ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多種目・多世代・多志向 ➤ 地域住民によるクラブ運営 ➤ スポーツを通じた様々な地域課題解決に貢献 ➤ 会員の31.7%が小学生、28.3%が60歳以上 <p style="text-align: right;">※数値：令和6年度登録データ</p>

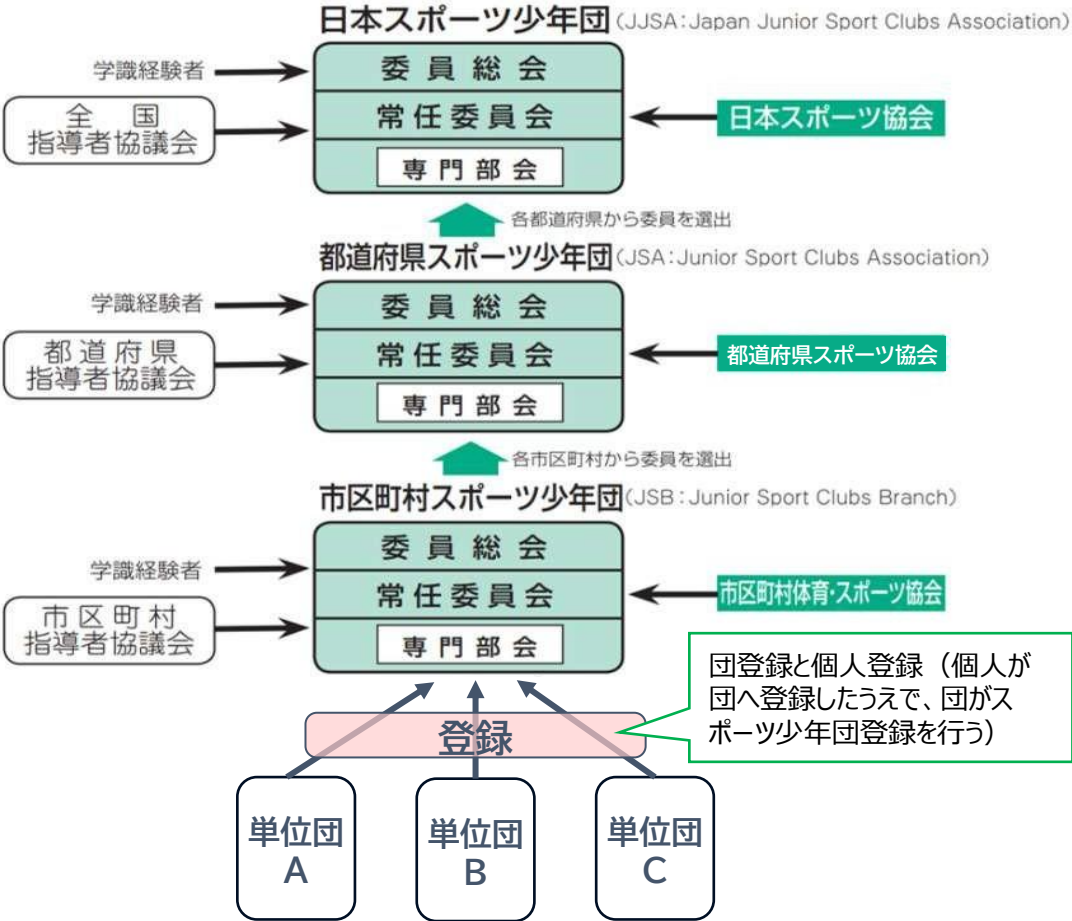
単位スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの特徴



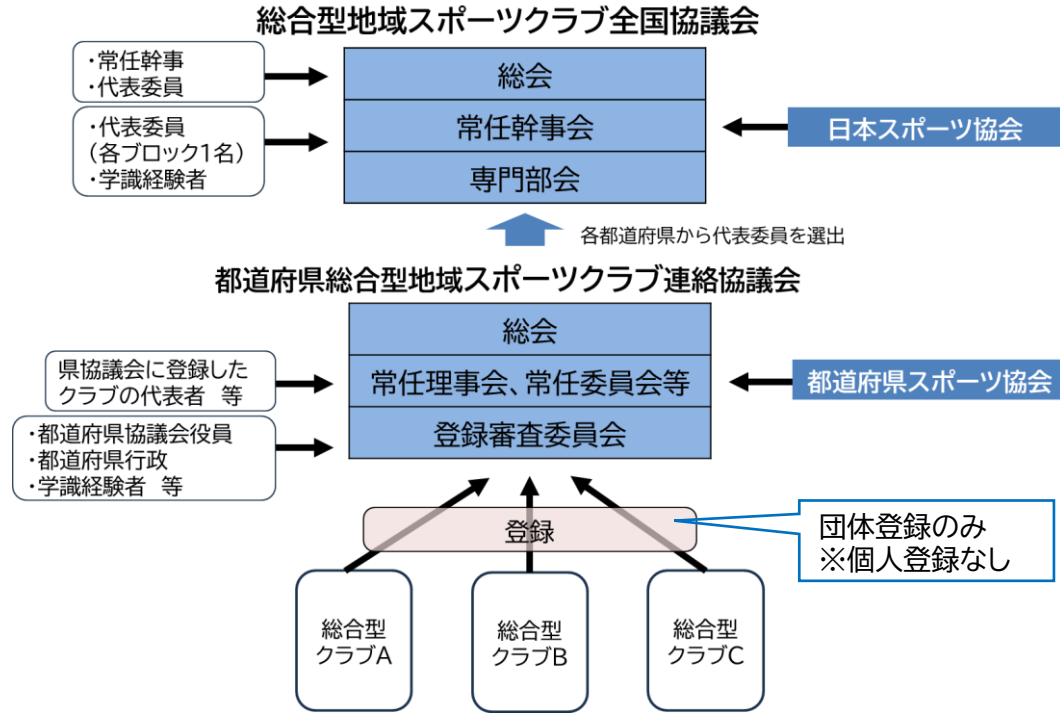
項目	単位スポーツ少年団	総合型地域スポーツクラブ
理念	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造 ※『総合型地域スポーツクラブ育成プラン2023-2027』にて総合型クラブ育成の基本理念として位置づけ
団員／会員	<ul style="list-style-type: none"> 小学生年代が大半を占める 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生と60歳以上が多い傾向
財源	<ul style="list-style-type: none"> 団費（団登録料と団活動費） 補助金（市区町村等） 寄付金 等 	<ul style="list-style-type: none"> 会費(年・月)／参加費、受託事業収入、自主事業収入、補助金・助成金、協賛金、寄付金 等
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動、野外活動、レクリエーション活動、文化・学習、社会活動、運動適性テストⅡ など 	<ul style="list-style-type: none"> 会員の世代や志向によって様々（スポーツ活動、レクリエーション活動、健康増進、スポーツ以外の活動 など）
運営者 マネジメント人材	<ul style="list-style-type: none"> 団の指導者やリーダー、団員の保護者が担うことが多い。 ※運営を担う人が頻繁に入れ替わる 	<ul style="list-style-type: none"> 会員が運営し、中にはクラブマネジャーや事務局員がいるケースもある ※ただし、約半数は非常勤 ・クラマネ・アシマネ資格保有者がいる
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 団員の保護者やリーダーが担うことが多い。 ・スポーツ少年団の登録条件： ・指導者はJSPPO資格保有者であることが必須。また、団に最低2名の指導者（JSPPO資格保有者）登録が必須。 ※指導を担う人が頻繁に入れ替わる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民から専門的な指導者まで多様 ・資格保有者は約44%の定期活動に配置されている
人材育成の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・活用は個々の団による(リーダー養成事業への参加など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のクラブの取組によるもので、確立した制度等はない

スポーツ少年団と総合型クラブの組織体制

スポーツ少年団



総合型地域スポーツクラブ



※市区町村連絡協議会は、規程上位置づけていないが、複数の総合型クラブが存在している市区町村において、組織されているケースがある

スポーツ少年団の概要

■スポーツ少年団の特色と課題

スポーツ少年団の理念

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する（2009年に追加）

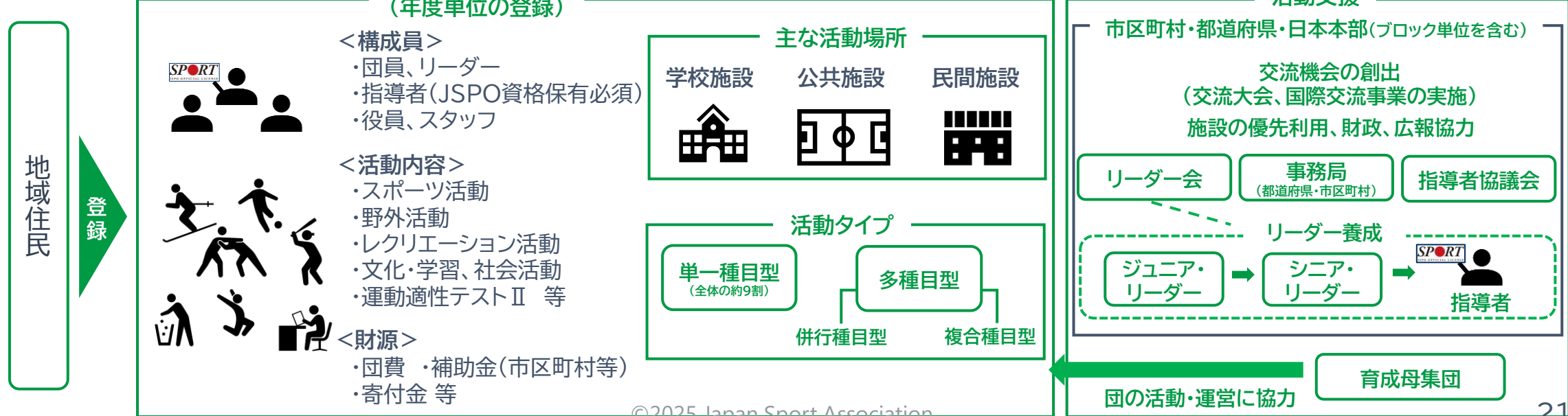
スポーツ少年団の特色

- 子どもが中心となったスポーツを通じた活動が主体
 - ①だれが=子どもから大人まで
 - ②いつ=自由時間に
 - ③どこで=地域社会で
 - ④なにを=スポーツを主とした幅広い活動を
 - ⑤どのように=グループ活動で活動を行っている集団
- ジュニア期に様々な種目を体験することができる

スポーツ少年団の課題

- 少子化率を上回る規模での団員数の減少
- 組織理念と実際の活動との乖離
 - 勝利至上主義、暴力等不適切行為事案 等
- 地域における認知度の低迷
 - 登録可能な年齢も知られていない(3歳から団員登録でき、上限なし)
 - 「少年団」が小学生を主な対象とした集団をイメージさせ誤解が生じている
- 女子登録者の割合が少ない
 - 登録団員の男女比は7:3。「少年団」が男子の集団をイメージさせ誤解が生じている
- 他のスポーツ団体との連携
 - ジュニア・ユーススポーツ全体に共通される理念がない

■スポーツ少年団の概要図



なぜスポーツ少年団が創設されたのか

1964年の東京オリンピック、その開催の準備に並行して、スポーツ関係者はオリンピック後のことを考えていた
「オリンピックをきっかけに、スポーツを身近なものにしたい。特に青少年に向けたアプローチが必要だ」

日本体育協会（現JSPPO）の想い

一部の人のためのスポーツになってはならない
オリンピックに向けて選手強化をしてきたが、それは本当に国民全般のためになっているのだろうか？

オリンピックの遺産を青少年に遺したい！

1961年に成立したスポーツ振興法に示された「青少年スポーツの振興」にスポーツ界として責任と義務を果たさなければならない。

国（政府）の想い

「校内暴力」等中学生の非行が社会問題に
中学生の運動部活動参加率は約20%程度

学校教育には限界があり、社会教育に期待したい！

青少年の健全育成にスポーツの果たす役割は大きい！でも、国が主体で動けば「官制」のそしりを免れない

想いの合致

日体協と国が
表裏一体となり
スポーツ少年団を育成すべき

創設後しばらくは試行錯誤の連続（例：次ページ）

1962年（五輪2年前）スポーツ少年団が創設

- 中学生が自主的に結成するものとした（成人指導者主導型の組織は望ましくないとされた）
- 団員の互選により団長、副団長、班長等の役員を選び、少年自身で団を運営することを基本とした
- 団活動のプログラムは団の指導者又はリーダーの助言のもとに、努めて団員の協議により民主的に決定するものとした



1968年 初めてのリーダー養成講習会を開校

校長：野津謙 日本スポ少本部長（JFA会長）

対象：14～18歳の計100人※実際には98名参加（ほとんどが駒場高校生）

目的：在校中に自主的に団を創設してほしい

内容：半年間、毎月2～3の土日に合宿（240時間！）しながら
「理念の徹底」や「組織理解」そして「結成の促進」を進めた

**「通学しながら団作りは不可能」等、参加者から疑問噴出
（初めてのリーダー養成は壮大な理想を目指した実験であった）**

■ 1970年代後半より急速に低年齢化が進んだ

<推測される要因>

・中学校運動部活動の復活

(1978年9月に文部省が昭和54年度の予算要求に**中学生の全国大会を学校教育行事として認める方針を決め、併せて小・中学校の対外競技についての基準を緩和する方向であると表明した。これによって学校部活動は、一層競技性を濃くし** **甦りをみせるのである。**)

・進学率上昇に伴う「受験学習」重視（子供たちの自由時間の減少）

・ボランティアのスポーツ指導者にとって小学生の方が組織作りと指導がしやすい

<リーダー資格の種類と仕組み>

ジュニア・
リーダー

- ・対象は小学5年生～中学3年生
- ・指導者と団員をつなぎ、団の活動を支える
- ・各都道府県スポーツ少年団が開催するジュニア・リーダースクールを修了することで認定

<リーダー像>

- ①スポーツの楽しさを理解し、団員に伝えることができる
- ②リーダーに求められる行動について考え、団の活動をささえることができる

シニア・
リーダー

- ・対象は高校生～大学生年代（20歳未満）
- ・ジュニア・リーダーに求められる役割に加え、地域コミュニティの中でも活動
- ・日本スポーツ少年団が開催するシニア・リーダースクールを修了することで認定

<リーダー像>

- ①スポーツの楽しさや価値を理解し、団員を含めた地域の子どもたちに伝えることができる
- ②リーダーに求められる行動を指導者とともに考え、実践することができる
- ③地域コミュニティ※をはじめとした、あらゆるコミュニティをつなげることができる

指導者

- ・シニア・リーダー認定者は規程に定める要件を満たした場合、JSPPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を免除して資格を取得することができます。



※ここにおける「コミュニティ」とは、人同士のつながり等の社会的な諸関係のことをいう

◆ スポーツ少年団では当初から、スポーツ活動を主とした幅広い活動を推奨

【ガイドブック「スポーツ少年団とは」P6から抜粋】

～スポーツ活動ばかりではなく、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化・学習活動など多様なプログラムが展開されており、異年齢集団の特長を生かした活動は、こころとからだの成長に重要な役割を果たします。

◆ スポーツ活動も季節等に応じながら複数種目を実施したり、年間を通して多様な種目を実施したりと、「複合型」と呼ばれる活動を推奨

【「スポーツ少年団とは!!（1962年）」初期資料復刻（抜粋・一部改編）】

「～これから伸びてゆこうとする少年たちは、どんな環境にあっても自分を見失なうことなく、力強く豊かに生きてゆく力を持つことが必要でありその力を養う機会が与えられなければなりません。この要求に応じて、少年たち自らその力を養う新しい場を持つこと、これがスポーツ少年団をつくり育てる必要の根本であり、全部であります。」

➡ 子どもたちに力強く豊かに生きてゆく力を自ら養う機会を様々に提供してることがスポーツ少年団の役割

◆ スポーツ庁では、近年「マルチスポーツ」を推奨

子供たちのスポーツ活動の一層の充実を図るべく、特にジュニア期の子供たちを対象に、ニーズに応じながらスポーツに親しむ環境（マルチスポーツ環境）を構築していくことが極めて重要です。

他競技を経験することは身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティへ所属を通じて、子供たち自身の社会性や協調性等を育む機会の増加にもつながるなど教育的意義も大きいです。

スポーツ庁では、我が国に適した『日本型マルチスポーツ』環境を構築・充実していくために必要となる取組等を実施していきます。（令和6年度から「地域における子供たちの多様なスポーツ機会創出支援事業」を筑波大学に委託して実施）

◆ 「マルチスポーツ」の効果

- ✓身体機能の向上やケガの防止につながる
- ✓複数のコミュニティに所属することで、社会性や協調性を育むことができる
- ✓複数の指導者や仲間と出会うことができる
- ✓自らの適性を発見し、本格的な競技活動に進むことができる

◆ 「マルチスポーツ」の主な事例

- ✓北口榛花選手（陸上競技・女子やり投げ パリ五輪金メダリスト）：競泳、バドミントン
- ✓大谷翔平選手（MLB ロサンゼルス・ドジャース）：野球、バドミントン、水泳
- ✓高木美帆選手（スピードスケート 北京冬季五輪金メダリスト）：スケート、サッカー、ダンス

総合型地域スポーツクラブの概要

■ 総合型クラブの特徴と課題

総合型地域スポーツクラブの特徴

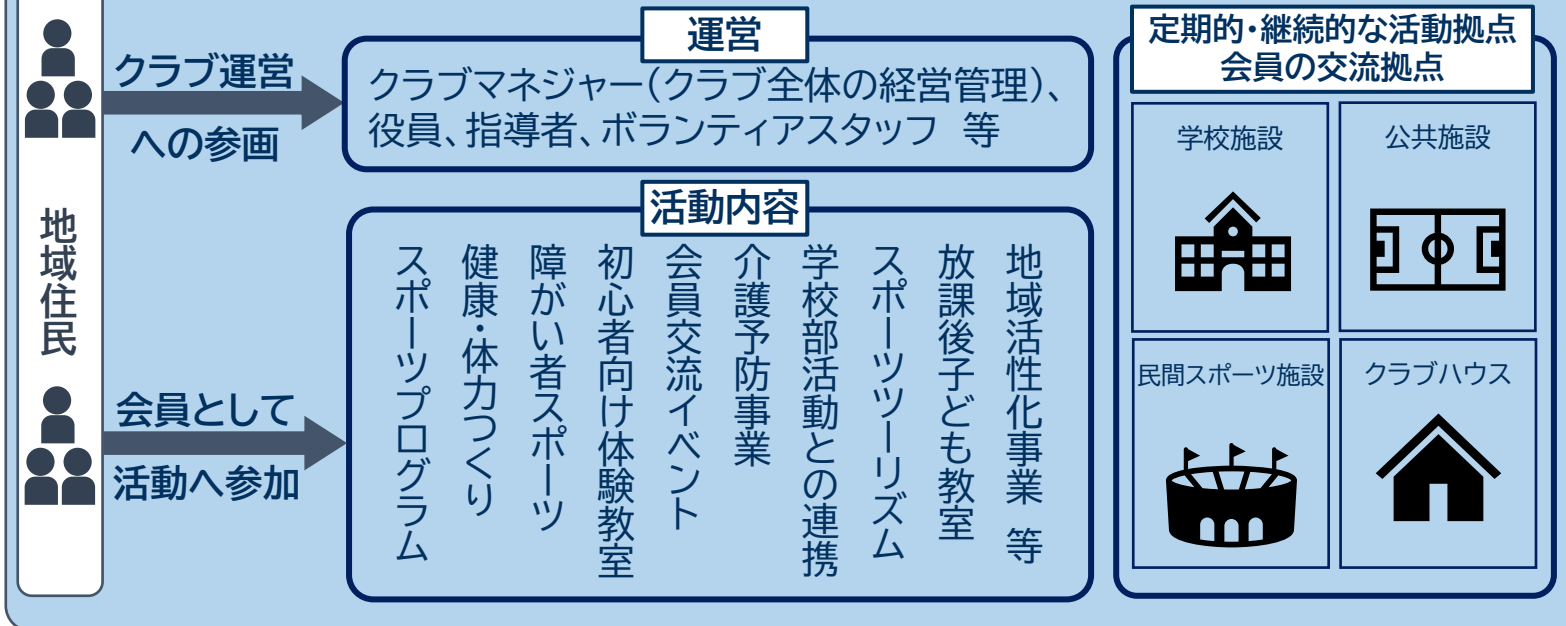
- 多世代・多種目・多志向な活動形態
- 地域住民によって自発的・主体的に運営されている
- 会員の約30%が小学生、約30%が60歳以上
- 地域コミュニティの核として、様々な効果をもたらすことが期待されている
例) スポーツの参加機会増加、住民間の交流活性化、元気な高齢者の増加、子どもたちが明るく活発に、住民の健康増進 etc...

総合型地域スポーツクラブの課題

- 自主財源の確保
- 指導者、クラブマネージャー等の確保
- 事務局運営や活動現場における後継者の確保
- 行政等公的機関からの認知不足 等

■ 総合型クラブの概要図

総合型地域スポーツクラブの活動 – 多様な事業の展開 –



多様な財源

- ・会費収入
- ・自主事業収入
- ・受託事業収入
- ・寄付金・協賛金
- ・助成金・補助金 等

地方公共団体等

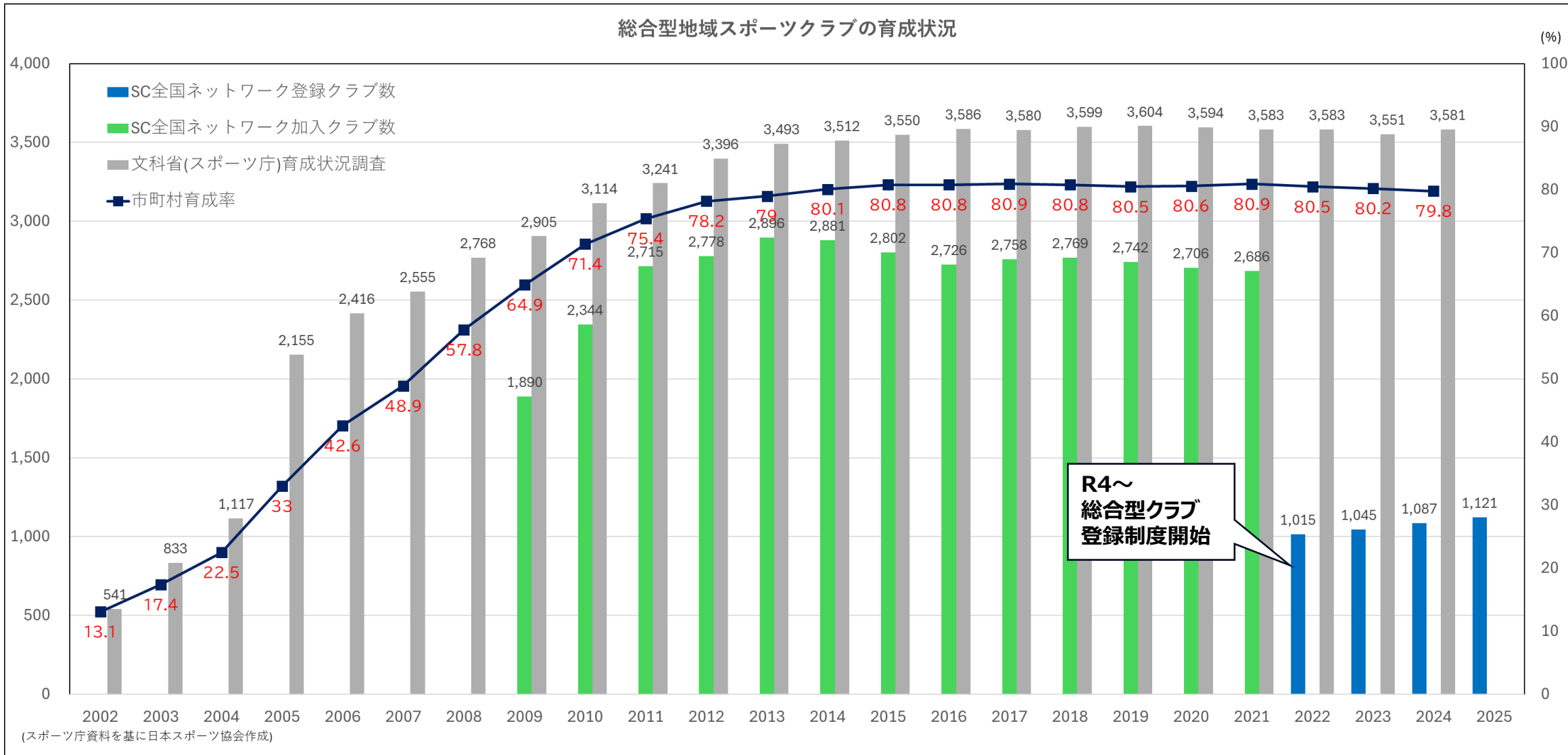
- ・財政支援
- ・事業委託
- ・施設の優先利用
- ・広報協力 等

都道府県スポーツ協会等

- ・クラブ間のネットワークづくり
- ・クラブの自立的な運営への支援
- ・クラブの質的向上に向けた支援

総合型地域スポーツクラブ育成状況推移

総合型地域スポーツクラブの育成状況



総合型地域スポーツクラブ育成が開始されて30年 長い間、国の地域スポーツ政策に位置付けられている

- **スポーツ振興基本計画** (2001年度～2011年度)
- **第1期スポーツ基本計画** (2012年度～2016年度)
- **第2期スポーツ基本計画** (2017年度～2021年度)
- **第3期スポーツ基本計画** (2022年度～2026年度)

上記に総合型地域スポーツクラブの育成について掲載され地域スポーツ政策に位置付けられているため、事業や施策が継続されてきた。

第3期スポーツ基本計画

第3章(10)②地域のスポーツ環境の構築 (P61)

ウ **国、JSPO及び地方公共団体**は、中間支援組織が取り組む**総合型クラブ**の自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ **国及びJSPO**は、総合型クラブの**登録・認証制度**を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、**総合型クラブと地方公共団体等との連携**による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

◆ 総合型クラブに期待される役割

地域コミュニティの核として以下の公益的な取組を行うことで、地域住民からのニーズに応えていくことが期待される。

- ◎ **地域スポーツ環境を充実させること**
- ◎ **スポーツを通じて地域課題を解決すること**

◆ 総合型クラブの活動による地域への効果

- ◎ 地域住民のスポーツ参加機会増加
- ◎ 子どもたちが明るく活発に
- ◎ 地域住民の交流が活性化
- ◎ 地域住民の健康増進
- ◎ 元気な高齢者の増加
- 等

**総合型クラブと行政がお互いに連携・協働することで、
総合型クラブが期待される役割を発揮し、地域へ様々な効果をもたらす**

総合型地域スポーツクラブ

- ◎ 自主・自律した組織/運営体制の整備
➔ 財政的な自立、PDCAサイクルの実践、
地域住民の運営参画、ガバナンス強化 等

★ 地域との相互扶助を築く行政等との連携

★ ソーシャルキャピタルの醸成

都道府県・市区町村行政

- ◎ 地域住民への総合型クラブの周知・理解促進
- ◎ 政策実現に向けた総合型クラブの活用

連携

★ 総合型クラブに対する支援

- ➔ 運営や事業・活動に対する支援
例) 補助金、施設使用料の減免、事業委託、
活動場所の確保、広報協力 等

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

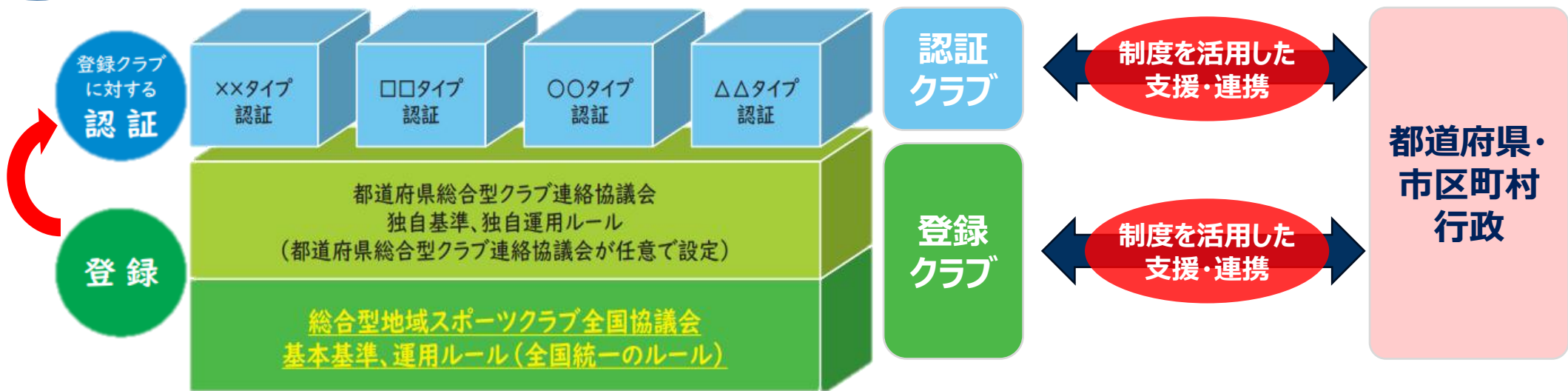
<「登録」と「認証」>

- ➡日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、と共に、登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度。
- ➡全国的な総合型クラブの質的充実や質的向上を目的とした「**登録**」と、登録クラブがその特徴を活かし、更なる発展や成長を目指すことを目的とした「**認証**」という二階建ての制度構造により、地域スポーツ環境の整備・発展に寄与することを目指す。

R7年度～
開始

認証：地域課題の解決や、地域スポーツ環境の発展に繋がる**タイプ認証**を用意し、タイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを**認証**する制度。登録クラブが自らの希望により申請するもので、複数タイプの認証も可。

「登録」と「認証」のイメージ



R4年度～
運用中

登録：登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する制度

◆ 2021年度に市区町村体育・スポーツ協会の実態調査を実施

(<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4586>)

- ◎ 市区町村体育・スポーツ協会の組織形態や組織体制、事業情報、他団体との連携状況、課題、今後の事業方針等について調査
- ◎ 総配布数：1433票、回収数：986票、回収率：68.8%
- 全体の**26%が法人格を取得**、**74%が任意団体**、任意団体の87%が法人化の意向がない。
- 全体の**47%が、他団体が事務局を担っており**、その78%が市区町村教育委員会が事務局を担っている。首長部局を含めると**89%が地方公共団体が事務局を担っている**。**(全体の約42%が行政が事務局を担当)**
- 全体の**50%が、当該年度の予算額が500万円未満**と回答。
- 自主財源として、「加盟団体分担金（登録料）」（66%）と回答した団体が最も多く、次に「その他」（30%）、「スポーツイベントや教室の実施による収入」（26.5%）と回答した団体が多い結果となっている。
- 実施している事業内容として、「スポーツ大会の開催」（86.6%）と回答した団体が最も多く、次に「県民体育大会等への選手派遣」（46.8%）、「選手の競技力向上事業」（46.6%）が多い結果となっている。
- **「人材リソース（資源）の確保」が課題**と回答した団体が最も多く、次に「自主財源の確保」、「他団体との連携」が多い結果となっている。
- 今後の事業計画について、**84%の団体が「現状の事業を継続する予定である」**と回答し、12%の団体が「事業の規模を拡大する予定である」と回答した。

➡多くの団体では現状実施している事業を継続する予定であり、今後の方向性はあるものの、人材や財源等のリソース面が不足していることから、具体的な施策については未定の団体が多い傾向。

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制構築に向けた取組の背景と期待される効果

スポーツ少年団と総合型クラブが連携することにより…

期待される効果

期待される効果	スポーツ少年団 総合型クラブ	理念の共有および運営体制の連携による地域スポーツ環境の基盤強化とガバナンス向上	経営資源の共有（人材、活動場所（公共施設等）、助成金、会員）
		ブランド力の相乗効果による地域社会や行政における認知度向上	スポ少の人材育成システムを基盤とした人材（指導者・マネジャー・後継者等）の確保
	行政	公共施設の効率的な活用	支援策の一本化
	地域住民	生涯を通してスポーツに関われる体制の充実（する・見る・支える）	地域スポーツに関する情報の一元化
		地域コミュニティの活性化	認知度向上による安心感
	子ども	活動の選択肢（種目、志向等）の拡大	活動環境の充実（指導内容、施設、用具、人数）
安全安心な環境でのスポーツ実施		多様な人々と交流する機会の増加	

- 部活動の地域連携や地域クラブ活動移行の受け皿としての体制確立
- 子どものスポーツ機会の増加により子どものスポーツ権の確保
- する、みる、ささえるスポーツ人口の増加

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携体制構築イメージ

地域にあるスポーツクラブや団体が…

- ➔互いに認知し、相互尊重し、連携
- ➔特徴を活かし、多様なニーズに応えるスポーツ活動の提供に貢献
- ➔資源を共有し、スポーツ活動の充実に貢献（持続可能性の向上、機会の拡大、質の向上）

最終目標

**JSPO地域
スポーツクラブ（仮）**

最終目標と現状のギャップを埋めるため、
スポーツ少年団と総合型クラブの連携におけるフェーズⅠ～Ⅲの目標を設定



★連携開始

<取組>

- ◎ **連携促進会議の設置（統括組織の連携）**（※）
JSPO ⇒ 常任委員会(スポ少) × 常任幹事会(総合型SC)
都道府県 ⇒ 常任委員会(スポ少) × 連絡協議会(総合型SC)
- ◎ **連携促進の具体的施策を検討・実施**
既存事業での連携や新規事業検討、先進事例を共有
⇒ 一緒に活動や事業を行う機会が増える
⇒ 会話や情報共有の機会が増える
⇒ 連携の必要性やメリットが認知され始める

★連携拡大

<取組>

- ◎ **連携促進の具体的施策の実施拡大**
短期で検討した具体施策の実施・拡大
⇒ 指導者等の人材や会員、活動場所や活動機会等の共有が平常化
⇒ 連携の必要性やメリットの認知が拡大
- ◎ **「地域スポーツクラブ」の概念の普及**
…住民が主体的に運営するスポーツ団体（スポーツ基本法より）※今後の法改正も視野に入れる

★「JSPO地域スポーツクラブ(仮)」 制度の構築

<取組>

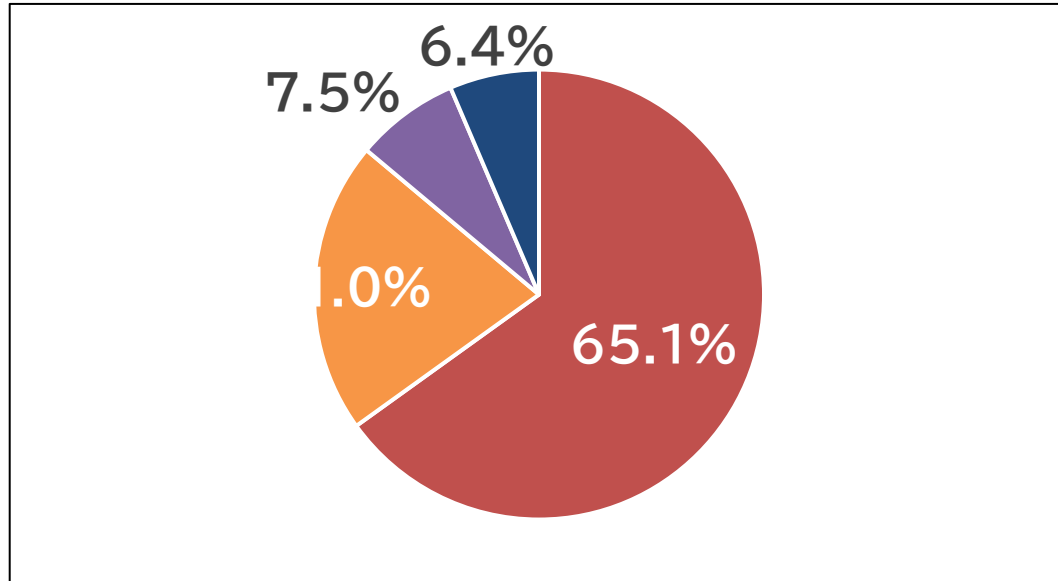
- ◎ **スポーツ少年団・総合型クラブの登録制度の統合検討**
⇒ 変わる事／変わらない事の整理
- ◎ **「JSPO地域スポーツクラブ(仮)」としての認識拡大**
⇒ 現場レベルでの連携が平常化
⇒ 多様な連携方法、在り方が拡大
- ◎ **「JSPO地域スポーツクラブ(仮)」制度の普及**
⇒ 行政への理解促進を図り、条例や法整備を働きかける

全国市区町村における単位スポーツ少年団と総合型クラブの有無 (R5年度実績)



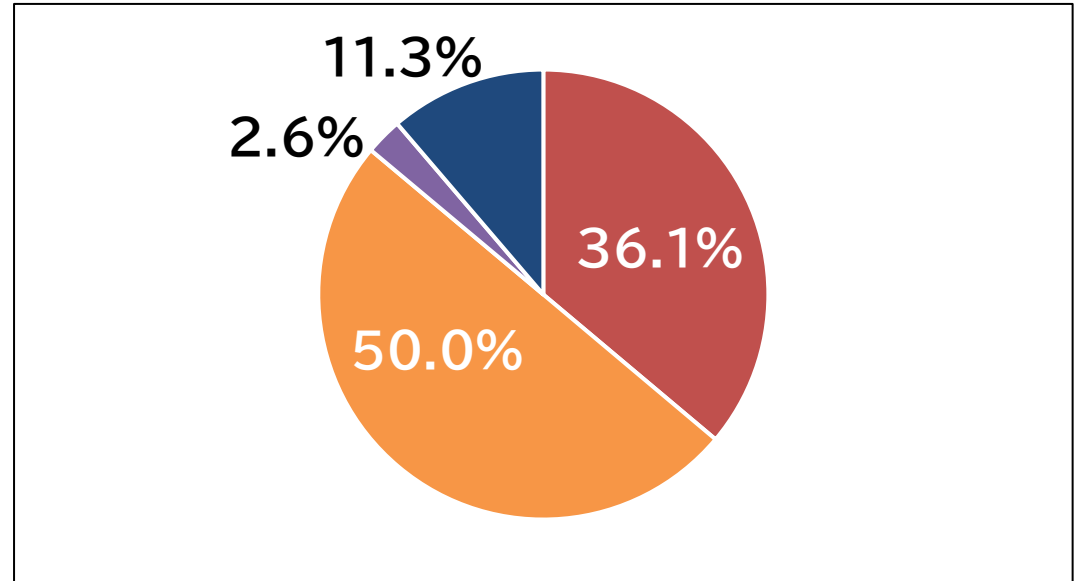
■ 単位スポーツ少年団 × 総合型クラブ(登録有無関係なし) (総数：1499 | 26,463団) (総数：1263 | 3,271クラブ)

区分	市区町村数	%
単位団、クラブともに存在	1133	65.1%
単位団のみ存在	366	21.0%
クラブのみ存在	130	7.5%
単位団、クラブともに存在しない	112	6.4%
合計	1741	100.0%



■ 単位スポーツ少年団 × 登録クラブ (総数：1499 | 26,463団) (総数：675 | 1,045クラブ)

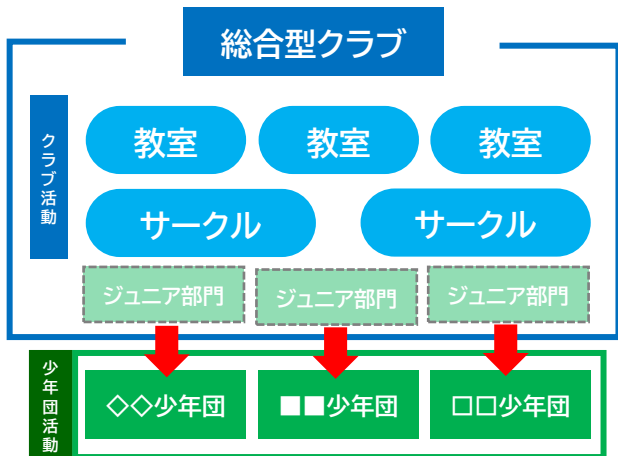
区分	市区町村数	%
単位団、登録クラブともに存在	629	36.1%
単位団のみ存在	870	50.0%
登録クラブのみ存在	46	2.6%
単位団、登録クラブともに存在しない	196	11.3%
合計	1741	100.0%



スポーツ少年団と総合型クラブの連携パターン(例)

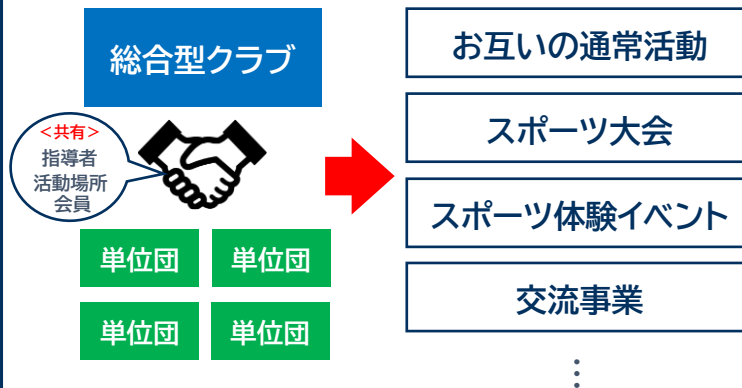
① 活動メニューとして連携

※組織体としては別々

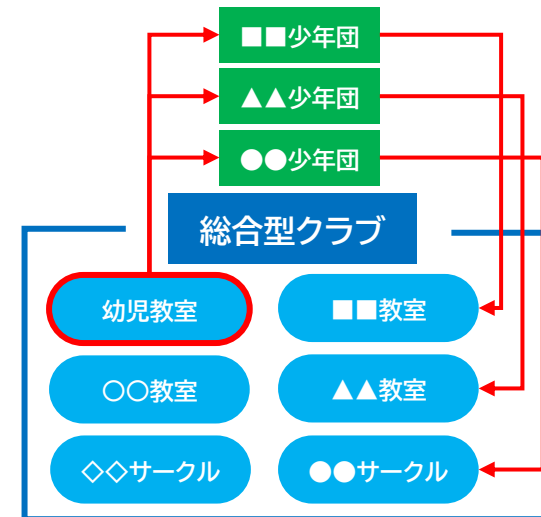


② 連携・協働して通常活動や地域事業を実施

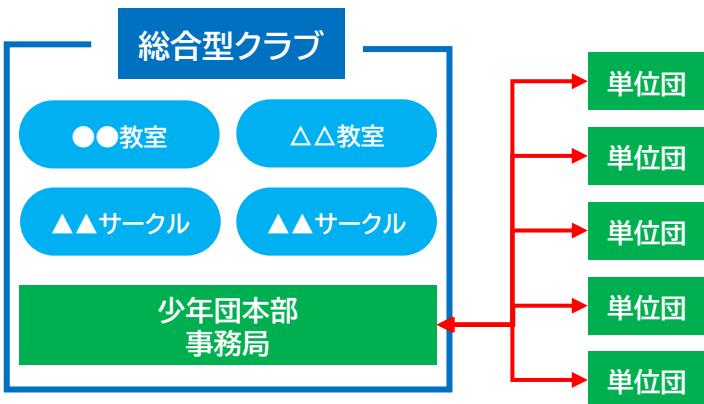
※組織体としては別々



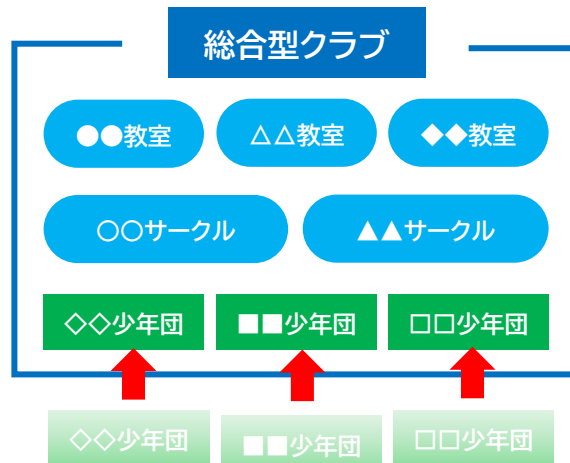
③ 活動環境のパスウェイ／循環



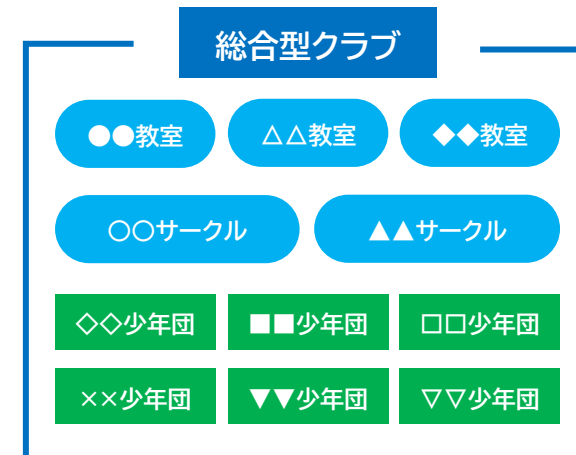
④ 総合型クラブが少年団本部の事務局を担っている



⑤ 別々の組織が一つの組織として統合



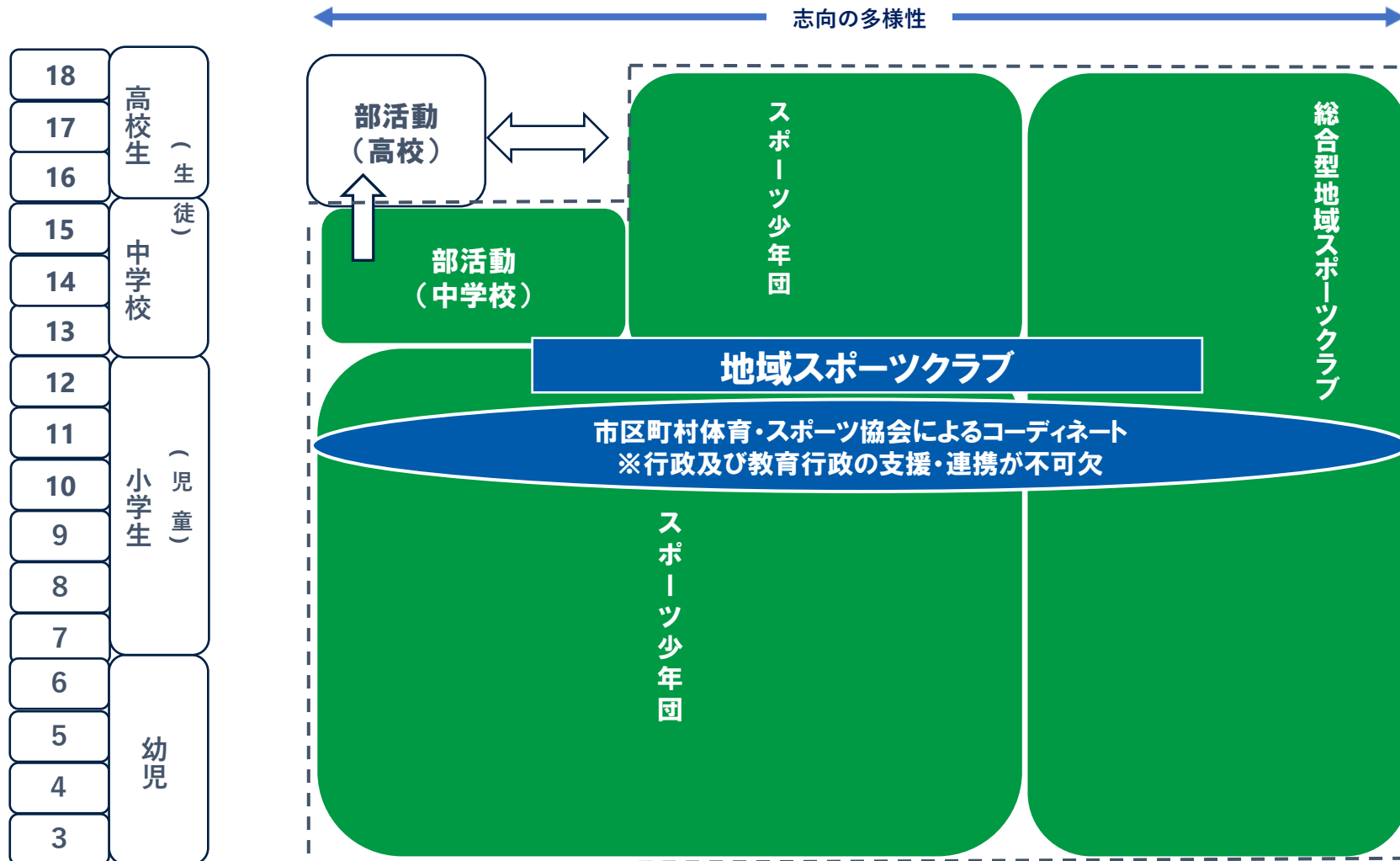
⑥ 総合型クラブのジュニア部門を少年団として活動(組織は一つとして運営)



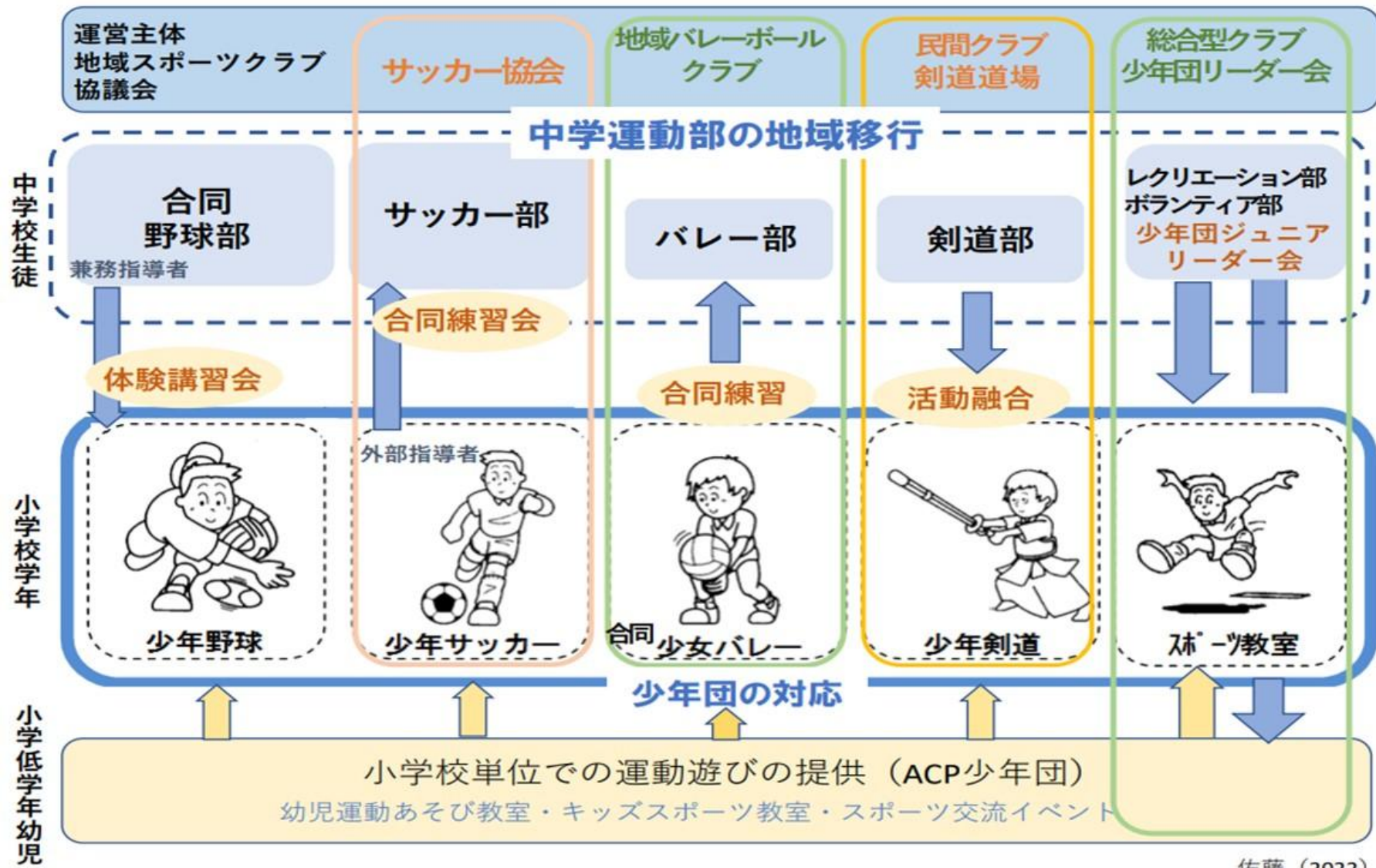
提言「今後の地域スポーツ体制の在り方」

ジュニアスポーツを中心として（2018年6月公表）

中学校運動部活動等、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進め、「新たな地域スポーツ体制」を構築



出典：提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について-ジュニアスポーツを中心として-」図2に加筆
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#04>



佐藤 (2022)

《スポーツ少年団を核とした部活動の地域クラブ活動への移行（群馬県吉岡町）》

- ◆ 1町1中の特性を生かした持続可能な地域スポーツ・文化芸術活動体制の構築
 - ◆ 教育委員会が中心となり、学校、保護者、指導者、スポーツ少年団、スポーツ協会専門部、企業（ヤマダホールディングス）など、町全体のスポーツ関係者で連携
 - ◆ スポーツ少年団を核にスポーツ協会専門部等に依頼（現スポーツ少年団内に中学生部門を設ける）
 - ◆ R4 柔道部、剣道部、サッカー部 で取組み開始
R5 それ以外の部活動（9月から）月1・2回程度
 - ◆ 指導者研修会の実施
 - ◆ 町交付金による少年団登録料、保険料、指導者資格取得、更新費用
 - ◆ 生徒へのアンケートの実施、保護者への説明
 - ◆ 文化協会登録団体への意向調査の実施
 - ◆ 教師の兼職兼業制度の制定
- ※学校現場と地域を知るコーディネーターの存在

【主な方針】

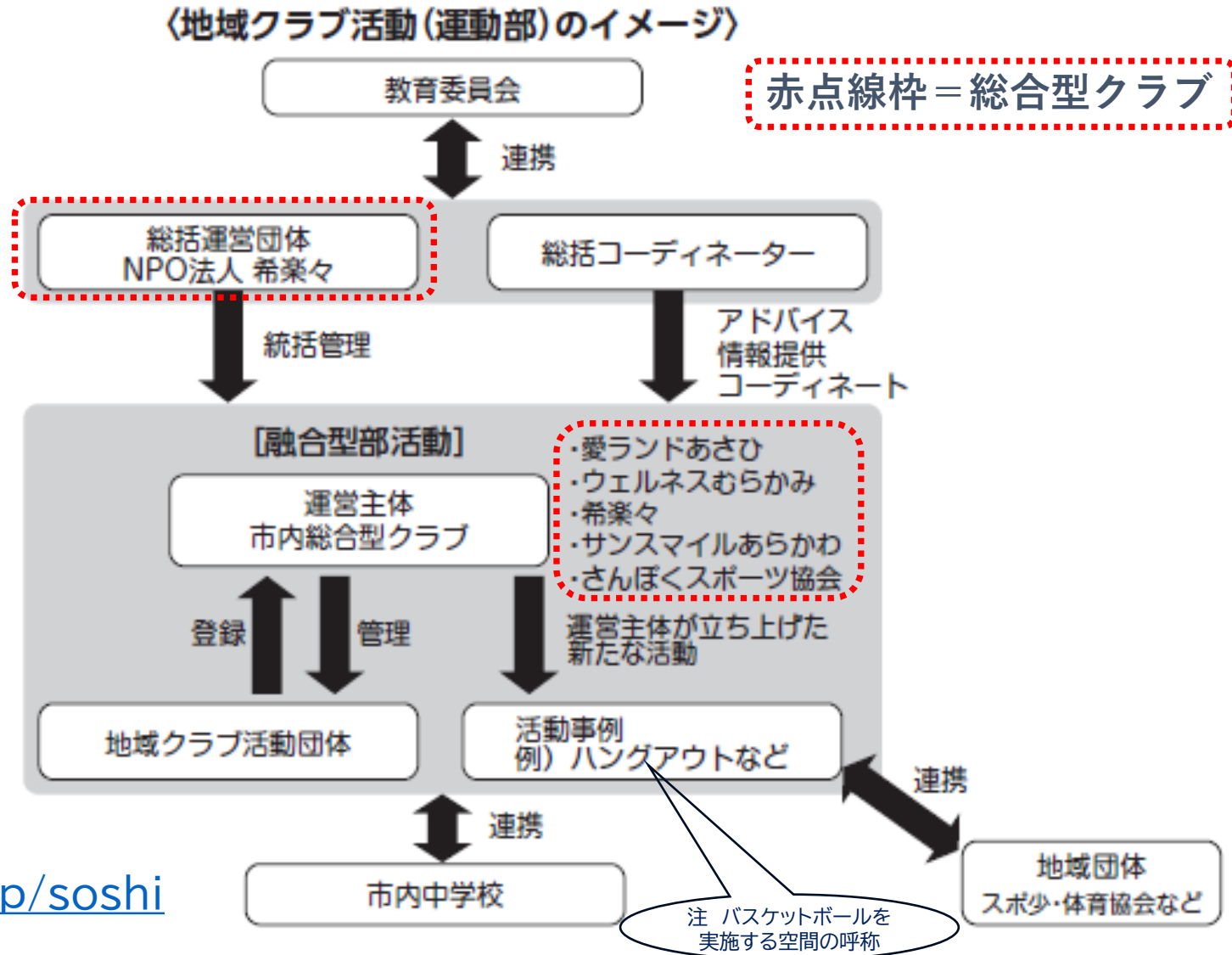
- 中学校の部活動は新たな「地域クラブ活動」として地域の活動に移行
- 移行期間を、令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)とし、休日の活動は、令和8年度初から完全移行。平日についても同時期の完全移行を目指す。
- 移行期間においては、「融合型部活動」のシステムを導入

※「融合型部活動」とは、運営主体となる市内いずれかの総合型クラブ(NPO法人)に申し出てその傘下で活動する「地域クラブ活動」団体と中学校が連携・協力して立ち上げる新しい活動

※総括運営主体は、運営主体を総括し、指導者講習、指導者登録や連携「地域クラブ活動」団体と指導者のマッチング等を担う

詳細は村上市HPへ
<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/75/bukatudoutiikiikou.html>

※村上市HPから抜粋



Column
3

複数団体が1つになって取り組む地域移行

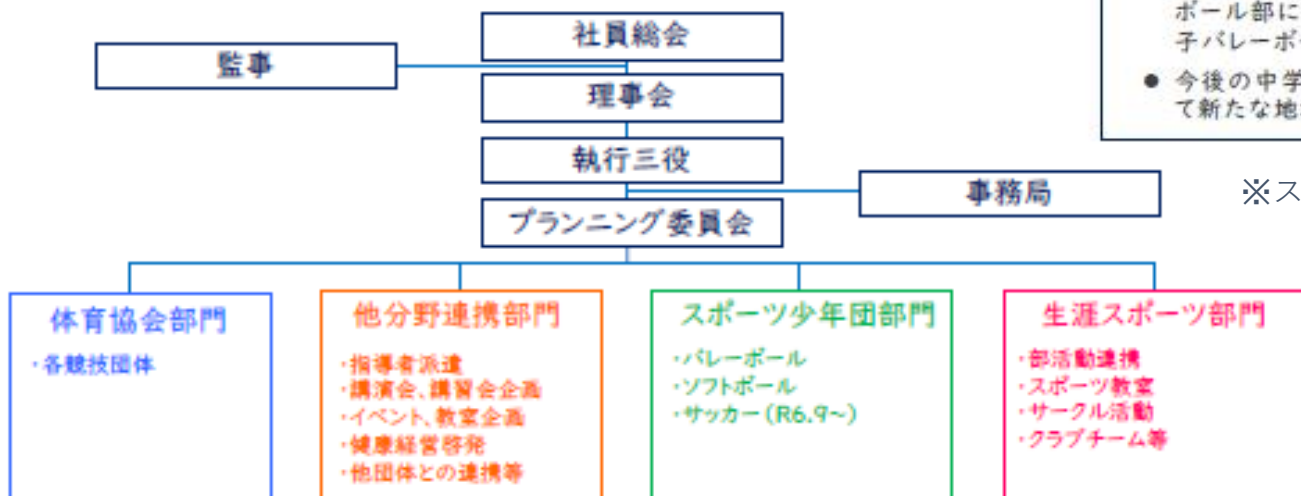


～体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団が1つになって取り組む地域移行～

学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、多くの自治体において、運営団体・実施主体の確保等が課題となっています。

ここでは、自治体の体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団が1つの組織となり、法人格を取得した団体として、公共スポーツ施設の指定管理者としての役割も果たすとともに、幅広い地域住民へのスポーツ機会を提供している事例について御紹介します。

◆ 一般社団法人スポーツリンク白川の組織体制



※スポーツ庁令和5年度実証事業事例集から抜粋

取組例



学校部活動と連携した取組や廃部となった学校部活動の代替りとなるクラブを実施（岐阜県白川町）

- 保護者が担っていた学校部活動と連携した取組を平成21年から総合型地域スポーツクラブ（チャオ白川スポーツクラブ）が引き継ぎ、下校後の時間にスポーツ活動の機会を提供。
- 将来的に町の公共スポーツ施設の管理を担う団体が求められていた背景等があり、平成25年に町議会とスポーツ団体との懇談会が開催され、町内のスポーツ団体を一つにまとめる話し合いが開始。
- 話し合いや検討等を重ねて、平成29年3月に、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ（チャオ白川スポーツクラブ）が1つになった一般社団法人スポーツリンク白川を設立。
- 平成29年度からスポーツリンク白川が町の公共スポーツ施設の一部を指定管理。
- 平成30年、平成31年には、廃部になったS中学校の女子ソフトボール部と男子バレーボール部に代わるクラブをスポーツリンク白川の活動として実施。令和5年度には、男子バレーボール部が中体連の大会にも参加。
- 今後の中学校の統合を見据え、令和9年度以降、スポーツリンク白川が運営団体として新たな地域クラブ活動を担う方向で検討中。

地域のスポーツ団体の一体化

NPO法人新町スポーツクラブ・新町SVCスポーツ少年団

【群馬県高崎市新町】

※NPO法人新町スポーツクラブ小出氏プレゼン資料から抜粋



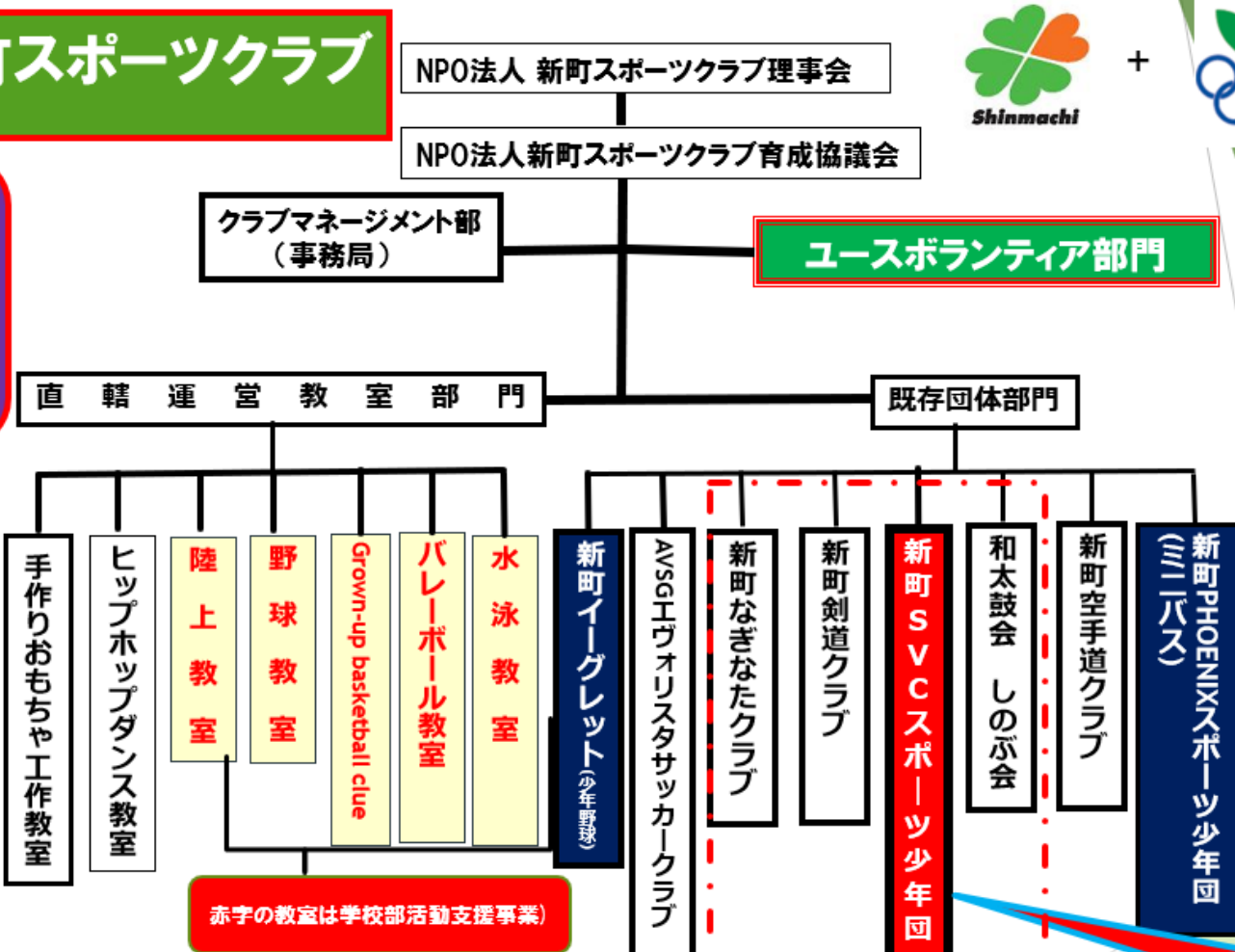
NPO法人新町スポーツクラブ

組織図(2023. 9. 1)

◎2000年11月23日
群馬県初の総合型
地域スポーツクラブ
として設立
◎2010年12月24日
NPO法人格取得

【クラブの特徴】

- ・地域の人達が運営しているそしきです。
- ・中学生は沖縄派遣
高校生以上はドイツ
ニュルンベルク市
との交流も実施
- ・幼児から高齢者ま
で活動できます。



赤字の教室は学校部活動支援事業)

- ### 【支援事業】
- ・高齢者貯筋運動教室
 - ・高齢者健康麻雀
 - ・がんサロン運営支援
 - ・オレンジカフェ運営支援
 - ・子育て相談運営支援
 - ・ポッチャ体験教室
 - ・デフ陸上教室
 - ・中学校ダンス授業
 - ・中学校水泳授業
 - ・中学校防災教育
 - ・第一小水泳授業
 - ・第一小特別支援学級
体育授業

クラブと連携している企業・組織 自遊空間 みちくさ(クラブハウス)
 (株)原田 GATEAU FESTA HARADA・(株)NSP群馬、(株)群馬ヤクルト、NPO法人地域母親
 支援サージファーム、群馬県地域がんサロン・プログラミング学習支援団体RABOTEEs

SVCスポーツ少年団は、クラブを組織
 する際の核となり、陸上、スキー、野外
 活動、ユースボランティア育成等、多様
 な活動を行っている



スポーツネットワークかくだ（スポネットかくだ）【宮城県角田市】



笹川スポーツ財団が提言する「地域スポーツ運営組織（RSMO）＊」に賛同し、2019年9月に設立。

将来ビジョン「スポーツで明るく楽しく健康で活力あるまち（アクティブシティ）」の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めている。

＊少子高齢化、人口減少で地域スポーツ振興の停滞が危惧されるなか、既存スポーツ推進団体（体育協会、スポーツ推進委員、公共スポーツ施設指定管理者、総合型クラブ、大学、スポーツ団体など）を一元化することで、地域スポーツの課題である「ヒト・モノ・カネ・情報」を集約し、持続可能な地域スポーツの環境整備を目指す組織



スポーツネットワークかくだ（スポネットかくだ）構成団体

- ① 角田市スポーツ協会
- ② 角田市スポーツ少年団本部
- ③ NPO法人スポーツコミュニケーションかくだ（総合型地域スポーツクラブ）
- ④ 公益財団法人 角田市地域振興公社（総合体育館等指定管理者）
- ⑤ 株式会社 フクシ・エンタープライズ（屋内温水プール指定管理者）
- ⑥ 角田市スポーツ推進委員協議会
- ⑦ 株式会社まちづくり角田（道の駅かくだ指定管理者）
- ⑧ 仙台大学

※笹川スポーツ財団HP掲載図を転用し作図

※2024年12月時点

